**千葉市特定建設工事共同企業体取扱要綱**

（趣　旨）

第１条　この要綱は、千葉市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この要綱において、共同企業体とは、千葉市が発注する建設工事のうち、特に大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際し、技術力の結集、施工の確保及び危険負担の分散を図る目的で工事毎に結成され、当該工事の完了・引渡しにより解散する共同企業体をいう。

２　前項に規定する共同企業体のほか、地元企業への技術移転が可能な大規模工事等について、技術の修得を目的として結成する技術修得型共同企業体及び地元企業が技術力を結集することにより施工が可能な工事等について、更なる中小企業の技術向上を目的として結成する中小企業育成型共同企業体を定めるものとする。

（対象工事の種類及び規模）

第３条　共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。

（１）設計金額が１５億円以上の土木工事及び舗装工事

（２）設計金額が２０億円以上の建築工事

（３）設計金額が１０億円以上の電気工事、管工事及び解体工事

２　前項の規定にかかわらず、前条第２項に規定する共同企業体の対象工事は、次に掲げる工事とすることができるものとする。

（１）設計金額が２億円以上の土木工事及び舗装工事

（２）設計金額が５億円以上の建築工事

（３）設計金額が１億円以上の電気工事、管工事及び解体工事

３　前２項に掲げるもののほか、工事の内容及び技術的特性等を総合的に勘案し、共同企業体による施工が特に必要と認められるものについては、共同企業体により施工することができるものとする。

（構成員の要件）

第４条　共同企業体の構成員は、次の各号のすべてを満たす者でなければならない。

（１）千葉市建設工事入札参加資格者名簿に登載され、かつ、発注工事に係る業種の格付がなされている対象工事については、最上位の等級の者

（２）工事規模にかかわらず対象工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請けとして施工した経験がある者

（３）対象工事を施工し得る監理技術者又は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者

（構成員数）

第５条　共同企業体の構成員数は、２者とする。ただし、設計金額がおおむね第３条第１項に掲げる金額の２倍程度以上の工事においては、次表に掲げる構成員数とすることができるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | ２倍以上 | ３倍以上 | ４倍以上 |
| 土木工事及び舗装工事 | ３者 | ４者 | ５者 |
| 建築工事 | ３者 | ４者 | ５者 |
| 電気工事、管工事及び解体工事 | ３者 |

　（結成方法）

第６条　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（運営形態）

第７条　共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式でなければならない。

（代表者）

第８条　共同企業体の代表者（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち最大の施工能力を有する者でなければならない。

（出資比率）

第９条　代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

２　構成員のうち最小の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 構　成　員　数 | 最 小 出 資 比 率 |
| ２者 | ３０％ |
| ３者 | ２０％ |
| ４者 | １５％ |
| ５者 | １０％ |

（契約方法）

第１０条　市長は、対象工事を共同企業体に発注しようとするときは、競争入札の方法により行うものとする。ただし、既に施工中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施工中の共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であって、随意契約によって発注することが適切な工事については、随意契約の方法により行うことができるものとする。

（入札参加資格審査申請）

第１１条　契約事務担当職員（千葉市契約規則第３条第２項に規定する契約事務担当職員をいう。以下同じ。）は、共同企業体に発注するときは、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第１号）、建設共同企業体協定書（様式第２号）その他申請に必要な書類を添えて、資格審査の申請をさせるものとする。

２　電子入札で執行する対象工事において、電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行う場合は、前項の特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出は不要とする。

（存続期間）

第１２条　千葉市が契約を締結した共同企業体の存続期間は、当該工事の完成後３か月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につきかし担保責任がある場合には、構成員であった者は、連帯してその責を負うものとする。

２　建設工事を請負うことができなかった共同企業体の存続期間は、当該建設工事に係る請負契約が締結された日までとする。

（編成表の提出）

第１３条　工事担当課長は、共同企業体と契約を締結したときは、速やかに代表構成員をして、共同企業体編成表（様式第３号）を提出させるものとする。

（共同施工の確保）

第１４条　工事担当課長は、契約を締結した共同企業体から提出された第１１条の協定書及び前条の編成表等に基づき、構成員による共同施工が行われているかどうか、必要に応じて調査を行うものとする。

２　前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示するものとする。

３　工事担当課長は、共同企業体が前項の指示に従わないときは、その旨を市長に報告するものとする。

４　市長は、前項の報告を受けたときは、指名停止等必要な手続きを行うものとする。

（その他）

第１５条　共同企業体に対する行為は、すべて代表構成員を相手方とするものとする。

　　附　則

この要綱は、昭和６３年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成１８年４月１０日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。